平成２７年（フ）第５４６号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目７番14号
破産者　合同会社ファースト
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
山梨県甲府市丸の内１丁目21番21号
破産者　有限会社マンセイ洋装店
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
愛知県一宮市千秋町町屋字花ノ木26番地１
破産者　有限会社サード・スタッフィング
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3549番地68
破産者　有限会社建友工業
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９号
青森市東造道１丁目４番19号
破産者　有限会社ネットコミュニティ
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
千葉県銚子市猿田町1065番地の５
破産者　平山　　卓（旧姓西廣）
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５９号
新潟県見附市明晶町2060番地19
破産者　株式会社菓匠若松園義正
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
新潟県長岡市寺泊荒町7616番地
破産者　柳下蒲鉾株式会社
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
岐阜県多治見市笠原町4114番地の13
破産者　高山製陶株式会社
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第９４号
岐阜県土岐市駄知町2134番地の１
破産者　三宅　剣次
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１８号
宮崎県都城市都北町5676番地５
破産者　合同会社エコ・タブレット
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県姶良市西姶良１丁目35番11号
破産者　有限会社オフィス・アルバ
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目16－24セジュール西戸崎Ｂ101
破産者　有限会社Ｔ＆Ｔコーポレーション
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第８３６８号
東京都板橋区坂下３丁目28―27―803
破産者　木村　和子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　届出をした破産債権者の全員が破産債権の届出を取り下げ、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２号
福岡県大牟田市大字手鎌1184番地１
破産者　本村菜奈子
1　決定年月日　平成28年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６４６号
広島市南区宇品海岸１丁目２番３－402号
破産者　髙杉　光**德**
1　破産債権の届出期間　平成28年４月28日まで
2　一般調査期日　平成28年５月24日午前10時
平成28年３月29日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
秋田県能代市落合字上悪土160番地
破産者　有限会社木村酒店
1　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
2　一般調査期日　平成28年７月14日午前11時
平成28年３月29日　秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２１０２号
大阪府枚方市招提平野町３－17、開始決定時
大阪府枚方市招提中町１丁目38番11号
破産者　辻本　幹夫
1　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後２時
平成28年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３号
香川県高松市鶴市町2056番地の７
破産者　ダイワクリエス株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年５月10日まで
2　一般調査期日　平成28年６月28日午前10時30分
平成28年３月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０６２７号
東京都新宿区喜久井町34番地
破産者　八ヶ岳高原ゴルフ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
2　一般調査期日　平成28年６月７日午前10時
平成28年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

破産管財人変更

平成２８年（フ）第１１０号
栃木県下都賀郡野木町大字野木1895番地１
破産者　株式会社ライフケアゆうわの杜
破産管財人　阿久津正巳が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　近藤　峰明
平成28年３月25日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（フ）第１１１号
栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚460番地、前住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼6611番地４　シャン・ストリームＡ－101
破産者　岩﨑　友和
破産管財人　阿久津正巳が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　近藤　峰明
平成28年３月25日
宇都宮地方裁判所第１民事部